

令和2年9月15日

三重県柔道協会 会員各位

三重県柔道協会
会長 平賀秀忠
(公印省略)

公認柔道指導者資格C指導員養成講習会及び更新講習会の開催について

みだしのC指導員養成講習会及び「更新ポイント取得」や「再有効化」を目指した更新講習会を併せて開催しますので、それぞれの受講希望者を下記のとおり募ります。

なお、新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）対策として全日本柔道連盟が定めた指導員講習会ガイドラインに沿って運営することとしているので、各留意事項を遵守されたい。

記

1 各講習会の日時

- (1) C指導員養成講習会・一日目（兼 A・B・C指導員更新講習会）

11月22日（日）9：00～16：00

- (2) C指導員養成講習会・二日目（兼 A・B・C指導員更新講習会）

11月29日（日）9：00～16：00

2 場所

鈴鹿市武道館 道場・研修室（鈴鹿市江島台2-6-1） TEL059-388-0622

3 講習会日程表（時間割）

別添1（令和2年度（公財）全日本柔道連盟三重県公認指導者資格講習会日程表）のとおり

4 受講基準等

- (1) C指導員養成講習会

ア 満20歳以上、二段以上（※受講時点でこの基準を満たしている必要がある。）

イ 大学4年生等、来年度からC指導員資格が必要な者

- (2) A・B・C指導員更新講習会

ア 今年度中に更新ポイントを取得しなければ来年度に更新できない指導員

イ 今年度へ更新できず、再有効化を目指す者

- (3) 受講資格

ア 受講者は、全日本柔道連盟の会員登録済みの者でなくてはならない。

イ 更新受講者（※再有効化受講を除く。）は、指導者資格登録も必要である。

5 受講料

- (1) C指導員養成講習会

4,000円（※テキスト代（500円）を含む。）

- (2) A・B・C指導員更新講習会

1日当たり2,000円（※テキスト代は含まない。）

※ 受講料は、当日持参し受付で支払うのであるが、感染防止の観点から釣銭のいらぬように準備して受付トレイに入れること。なお、弁当は各自が準備し、幹旋は行いません。

6 健康記録表の作成（運営スタッフ、講師、受講者）

(1) 健康記録表（講習前2週間用）の作成・提出

運営スタッフ、講師、受講者は、別添2「健康記録表（講習前2週間用）」を作成し、当日受付に提出すること。（※両日出席者は、更に1週間分（11/23～29）必要になる。）

(2) 健康記録表（当日用）への記入

受付時に、非接触式体温計により体温測定して、体調を「健康記録表（講習会当日用）」に記入すること。

7 COVID-19 感染対策に関する講習会参加者への事前連絡と参加同意書の提出

運営スタッフ、講師、受講者は、下記の「COVID-19 感染対策に関する講習会参加者への事前連絡」を確認し、下記「三重県C指導員養成講習会及び更新講習会参加同意書」に記入して受付へ提出すること。（※受講者は、受講申込票と共に各地区理事長へ送付）

8 準備物

(1) 筆記用具、柔道衣、柔道手帳

(2) 各（A・B・C）指導員テキスト

ア いずれかのテキストがあればよい。（※資格と一致しなくてよい。）

イ 受講日に、希望するテキストを有料で斡旋するので、申込票に記載されたい。

A指導員テキスト＝2,500円、B指導員テキスト＝1,000円、

C指導員テキスト＝500円（※養成講習会の受講者には、無償配付）

(3) 健康保険証、マスク、手拭き用タオル

9 受講申込み

10月11日（日）までに各地区理事長へ下記申込票を送付すること。

10 連絡・問合せ先

指導者資格管理担当 江川真司（090-1988-3084）

(注意事項)

- ① C指導員養成講習は2日間受講して、講習会終了後に検定試験を行う。また、4時間の課題レポートを提出しなければならない。
- ② 三重県でのB指導員養成講習は、隔年開催としている。原則として所属する都道府県で受講することになっているが、やむを得ない場合は、他都道府県への事前連絡により、他都道府県での受講も認められる。(※全柔連H. P. で案内されている。)
- ③ 更新ポイントの取得は、同位又は下位の養成講習会を受講した場合に認められる。よって、A・B・C指導員がC指導員養成講習カリキュラムを受講することで更新ポイントが与えられる。原則として一日を通した受講とし、個別の講義受講によるポイント取得は認めない。
- ④ 1ポイントは60分以上の講義1回を受講した場合に付与される。ポイントは講義時間の長短ではなく講義数に応じて付与される。1(1)の「安全管理・指導I」及び1(2)の「救急処置I」は、2時間の同一講義であるため1ポイントと定められている。
したがって、
(1)～5講義=5ポイント、(2)～5講義=5ポイント
となる。
- ⑤ 指導者資格が今年度に更新できずに失効してしまった指導者については、2018年12月の制度改定により、不足しているポイントを取得することによって「再有効の手続き」で指導者資格登録が可能となった。
なお、その指導者資格の有効期間については、未登録期間の有無に関わらず、本来の有効期間の4年間である。
- ⑥ 現在のポイント取得状況を知りたい者は、各地区理事長に問合せ確認すること。

⑦ 受講年度ごとの認定年度、有効期間、更新期限及び更新に必要なポイント)

ア 平成23～24年度 移行措置認定者

年度	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3
A	(認定)								
B	←更新講習1回(H27.9/13)→				←10ポイント→				←
C	←更新講習(H27.9/13)→		←6ポイント→				←6ポイント		

イ 平成25年度 受講

年度	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3	
C	受講	(認定) ←更新講習(H27.9/13)→		←6ポイント→				←6ポイント		

ウ 平成26年度 受講

年度	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3
C		受講	(認定) ←6ポイント→				←6ポイント		

エ 平成27年度 (11/23, 12/23, 12/27) 受講

年度	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3
B			受講	←←← 10ポイント →→→			←←10ポイント		
C			(認定)	←←← 6ポイント →→→			←←6ポイント		

オ 平成28年度 (11/23, 12/18) 受講

年度	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3
C				受講	←←← 6ポイント →→→			←←	
				(認定)					

カ 平成29年度 (11/19, 11/23, 12/17) 受講

年度	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3
B					受講	←←← 10ポイント →→→			
C					(認定)	←←← 6ポイント →→→			

キ 平成30年度 (11/23, 12/16) 受講

年度	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3
C						受講	←←6ポイント→→		R4
						(認定)			

ク 令和元年度 (11/23, 12/1, 12/15) 受講

年度	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3
B							受講	←10ポイント→R5	
C							(認定)	←6ポイント→R5	

COVID-19感染対策に関する講習会参加者への事前連絡

講習会の参加者（運営スタッフ、講師、受講者）はCOVID-19感染について以下の対策・対応へのご理解・ご協力をお願いします。

◆以下に該当する場合は参加できませんのであらかじめご了承ください。

- 講習会前14日以内に感染が疑われるような体調不良があった場合（発熱、せき、強いだるさ、息苦しさ、のどの痛み、嗅覚や味覚異常など）
- 濃厚接触者と特定されている場合
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 講習会前14日以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- 講習会前14日間の健康状況を健康記録表に記入しない場合、また記入済みの健康記録表を講習会当日の受付時に提出しない場合

◆以下についてご理解とご協力をお願いします。

- 講習期間中は別途指示がある場合を除きマスクを着用すること
※マスクを着用できない場合はあらかじめ主催者に連絡してください
- 講習期間中は検温と体調チェックに協力すること
- 手洗いの際は持参のタオルやハンカチを使用すること
- 感染防止のために主催者が決めた措置に従うこと
- COVID-19罹患が疑われる症状の発生や政府や自治体の指示などで講習会開催が中止または延期することがあること

◆以下は講習会当日に必ず持参してください

○健康記録表 ○健康保険証 ○マスク ○手拭き用タオル

◆お問い合わせ先 三重県柔道協会

指導者資格管理担当 江川真司 （090-1988-3084）

